平成２３年（フ）第４５８９号
東京都中野区鷺宮３丁目36―４―103
債務者　五味田　惠
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６１４号
東京都練馬区大泉町１丁目36―８―201
債務者　紺野三佐子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８６号
静岡県牧之原市波津１丁目24番地
債務者　松浦　伶子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８９号
静岡県藤枝市中ノ合243番地の９　パノーラ南部101号、旧住所静岡県牧之原市細江4268番地１
債務者　大須賀　清
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０６号
東京都多摩市関戸３丁目２番地の22　１―201
債務者　古賀辰一郎
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２８号
青森県北津軽郡鶴田町大字野木字西松虫126番地
債務者　花田　榮子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
青森県つがる市車力町若林40番地
債務者　小野　吉昭
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
青森県つがる市車力町若林40番地
債務者　小野　美保
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
青森県つがる市稲垣町繁田赤簇102番地
債務者　尾野　　一
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
青森県北津軽郡板柳町大字三千石字木賊138番地２　竹内アパート５号、住民票上の住所青森県北津軽郡板柳町大字赤田字松下81番地
債務者　鈴木　金柾
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
長崎県佐世保市白木町18番地２
債務者　古賀　公生
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
長崎県佐世保市花高１丁目５番８―202号
債務者　酒井健一郎
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
長崎県佐世保市田原町３番10号
債務者　亀田　一夫
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
長崎県佐世保市田原町３番10号
債務者　亀田　慶子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
釧路市鳥取北４丁目14番７号　コーポ紬
債務者　中坪未佳子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後１時30分
釧路地方裁判所